

【論文】

中世田原荘の寺社について

井上 舞

する」とは困難である。そこで本報告では、中世田原荘内の寺社を視野に入れながらも、特に妙徳寺（神積寺）・与位社・鈴ノ森神社の三つの寺社に視点を据え、これを考察していきたい。

はじめに

本報告は、中世田原荘内における寺社の問題を扱つたものである。田原荘は院政期に成立した寄進地型荘園で、成立当初は皇室領であったものの、その後中世のほとんどを通じて九条家領であつた。同荘については『福崎町史』でも詳しく取り上げられ、その成立や伝領過程、また年貢の問題や荘内で起こつた事件などが明らかにされている。しかしながら、同荘内にあつた寺社とその役割については、いまだ十分な議論がなされていないのではないかと考える。

中世における寺社は、単なる信仰の拠り所にとどまらず、様々な社会的機能を有していたことが知られている。田原荘内の寺社においてもそれは同様のはずで、同荘内の寺社についてその様態を明らかにしていくことが、田原荘ひいては現代の田原地区の歴史の掘り起こしに繋がっていくと考えられる。しかし後節でも述べるが、同荘内にあつた寺社はかなりの数にのぼり、それら全てを一度に考察

田原荘は院政期から中世末期にかけて現福崎町東田原・同西田原・同南田原一帯にあつた荘園である。同荘の成立および伝領過程については、すでに中野栄夫氏による優れた研究成果が存在する¹。以下同氏の研究に頼りつつ、田原荘の沿革について確認していく。

同荘の立荘の経緯については、保延七年（一一四一）の「鳥羽院院下文案」²に詳しい。

「鳥羽院院下文案」

院下 播磨国在院宮人等

可下任別当散位源師行朝臣寄文、使者相共且立券田
畠在家且打中定四至榜示上、田原庄壺處事

在管神崎東郡川辺南条

四至 東限蓮華池 南限船津
西限大河 北限保木山

行レ之、不レ可ニ稽失故下、

保延七季六月廿三日 (以下署名略)

使公文右弁官史生中原國長

右、師行朝臣今四日寄文備、件田畠、元者、當國當初大據伊和豊

(忠)

先祖相伝之所領也、而豊忠心以永祚元年季三月五日、

注^二与外孫桑原為成^一、其後大據賴忠相傳、処^二分于嫡子正賴^一、

相次嫡子秋延・増運・行覺等相繼領掌、漸雖^レ經^二數代^一敢無^二相

論^一、而間依^レ有^二事縁^一、以^二去大治三季二月^一相^二副豊忠・賴忠

处分文并在地証判等^一、所附^二属于師行^一也、其後触^二子細於国

司^一之處、任^二公驗理^一為^二一色別符^一可^レ令^二領知^一之由、序宣已

畢、隨入^二開發之力^一、代代領掌之間、于^レ今無^二異論^一、次第相

承之旨、如^レ此、今且為^レ募^二御勢^一、且為^レ絕^二向後牢籠^一、相^二

副調度文書^一、所^レ寄^二進於院序^一也、於^二季貢^一者、以^二油拾捌斛

壹斗壹升^一可^レ令^二備進^一、但師行子孫相傳永為^二預所職^一、欲^レ執

二行庄務^一者、使者相共立^二券田畠在家^一、打^二定四至榜示^一、可^レ令^レ備^二進季貢油^一、至^二於預所^一者、任^二申請^一、師行子孫相繼

令^二執行^一於^二季貢^一者、追^レ年運^二送^{（于）}熊野御山^一、可^レ令^レ取^二

る。

この文書の発給者が鳥羽院序であることから、田原荘は立荘時に進彼山返抄^一之状、所^レ仰如^レ件、在序官人等宜^二承知^一、依^レ件は鳥羽院領であったことがわかる。しかし、応保三年（一一六三）

まづ田原荘の範囲であるが、同荘の四至は、東限が蓮華池、南限が船津、西限が大河、北限が保木山と記されている。これはそれぞれ現在のハス池付近、現姫路市船津付近、市川、現市川町保喜付近に比定される³。これらの地点に囲まれた、現東田原・西田原・南田原一帯が田原荘の荘域に相当すると考えられている。

次にその立荘経緯についてである。右の文書によれば、同地はもともと播磨国大據伊和豊忠の一族が代々相伝してきた土地であったようである。それが永祚元年（九八九）に豊忠の外孫である桑原為成に譲られ、さらに大據賴忠⁴・雅賴・秋延・増運・行覺等への相伝を経て、大治三年（一一二八）に中央貴族である源師行の手に渡ることとなつた。そして保延七年（一一四一）に同地は鳥羽院に寄進され、ここに田原荘が成立する。実際に荘園の管理を行う預所は寄進者である師行の子孫が代々引きつぐように定められたようである。

には同荘はすでに八条院領となつており⁵、さらに鎌倉時代には九条家領となつていたようである。

この田原荘の伝領過程について、中野氏は、鳥羽院から八条院に譲られていた田原荘は、建久七年（一一九六）に後鳥羽天皇皇女である春華門院昇子に譲られた。しかし春華門院が早世したために、

その所領は母親である宜秋門院任子へと渡つた。宜秋門院は後鳥羽天皇の中宮で九条兼実の娘である。この宜秋門院の死後、田原荘は他の宜秋門院所領が九条道家に伝わつたのと時を同じくして、九条家に伝わることになつたのではないか、と推測されている⁶。

以後、鎌倉・室町期を通じて、田原荘は九条家領であつた。しかし戦国期に入り、その混乱なかで、九条家による支配は無実化したようである。

以上が、院政期から中世における田原荘の沿革である。立荘の過程からみれば、典型的な寄進地型荘園であるが、この地が立荘以前に伊和氏あるいは桑原氏といった有力在地豪族の開発地であつたことは注意しておきたい。

最後に、地理的側面について少し触れておきたい。同荘の西側には、市川が流れている。またこの市川に沿つて、播磨を南北に繋ぐ交通路があつたことが想定されている。さらに播磨を東西に繋ぐ交

通路も荘園内を通つており⁷、田原荘は東西と南北の交通路が交わる、交通の利便性の高い地域であつたといえよう。

二 田原荘内の寺社

それでは、中世の田原荘域にはどのような寺社が存在したのであろうか。同荘の寺社に関する資料で、古いものとしては、保延四年（一一三八）に播磨国在庁官人桑原貞助発願の一目頓写大般若經事が催され、このときの参加僧に「妙徳寺僧玄真」の名が見える⁸。

この妙徳寺については後で触れるとして、先にその他の寺社を見ていきたい。正応四年（一二九一）の「田原荘実検注進状」には当時荘内にあつた寺社が多数挙げられている。

「田原荘実検注進状」
播磨国田原御庄

注進 正応三年庚寅御実検惣勘文事

合

惣田数式百伍町陸段參拾式代
除九十三丁三十三代

一丁	加 _二 新御寄免一反 _一 定	与位社	有井寺六反卅代	高屋寺三反廿代	田原寺三反廿代
九反十代	子細同	田河社	中嶋寺三反廿代	勅使寺三反廿代	徳龍寺三反廿代
七反同上		六所社	安徳寺一反廿五代	堤寺四反廿代	清水寺二反
七反廿五代		若王子權現	上小寺一反廿五代	上野寺四反廿代	下小寺一反五代
三反		西若王子	大塚寺一反廿五代		
二反		山口社			
三反		三社宮講田			
七反廿五代	加 _三 新御寄免 各廿五代 _一 定	四ヶ村大歳神			
八反		九日酒田			
一反		大歳仁王講田			
廿三代		妙見			
廿一代		御靈宮			
十一丁四反卅七代		妙徳寺			
本寺六丁七反	大般若七反	仁王講四反			
来迎一丁四反二代	念佛一反十代	觀藥壽經四反卅九代			
曼陀羅堂念佛一反	金福寺卅代	西方院念佛十代			
六所修理一反卅六代	弘安新免一丁 _{元御正作}	正應修理免三反			
三丁五反七代		西光寺			
四丁五代		里寺十三ヶ寺			

※ 傍線報告者。以下同じ

ここに名前が残る寺社は、莊園への年貢・公事が賦課されない除田が認められた寺院であり、莊内にはこれ以外の小さな堂社などもあつたと思われる。

こうした除田が保証された寺社は、保証のない寺社に比べれば「比較的安定した寺として存続」することができる一方で、除田からの費用を以て莊園領主のための神事や法会を執り行つていたようである⁹。

それでは、「田原莊実檢注進状」に挙げられた寺社の所在地について見ていくたい。同文書に名が残る神社は九つ¹⁰、寺院は十五ある。以下、地名や伝承にも頼りつつ、判断できる限りの寺社の所在地を挙げる。

伝えられる。

○与位社 南田原中島に現存

○山口社 西田原辻川の鈴ノ森神社の境内に山口堂があり、山口社の後身ではないかと推測される。ただし、当初から鈴ノ

森神社付近にあつたか否かは不明。

○妙徳寺 現妙徳山神積寺。東田原加治谷に現存。

○西光寺 南田原西光寺野付近にあつたと考えられる。現在天台寺

院である金鶏山宝性院があり、西光寺の後身とみられる。

○有井寺 直接関係があるか否かは不明であるが、西田原辻川に在

井堂という小堂が存在する。この一帯は中世有井村と呼ばれていたから、この付近にあつた寺であろう。

○中嶋寺 未詳。南田原中島にあつたと考えられる。

○勅使寺 南田原長目にあつたとされる。明治期に廃寺となり、現在同地区公民館に本尊が祀つてあるという。

○安徳寺 同名の寺院が南田原吉田に現存する。ただし、現在の安徳寺は曹洞宗であり、開創時期も江戸時代とする。寺名こそ引きついでいるものの、中世から現代に至るまでに、かなりの変容があつたとみられる。

しかし、その一方で新しく興る寺社もあつた。少し時代が下るが、永享三年（一四三一）の「田原莊段錢田數注文」^{1,2}には「へんしやう寺（遍照寺）」・「ふくしゅいん（福寿院）」等、正応三年の文書には挙がつていなかつた寺院の名が見えるし、文明九年（一四七七）の「西二名下地注文」^{1,3}にも「五合寺」という寺院名が見える。さ

○清水寺 未詳。福崎町域には「清水」の地名が散見するが、田原莊域に限れば東田原に清水ヶ元という地名が確認される。あるいはこの辺りにあつたものか。

○大塚寺 未詳。西田原から南田原にかけて大塚という地名が確認できるので、あるいはこの辺りにあつたものか。

らに、永正九年（一五二二）の「田原莊本所分段錢田數注文」¹⁴にも複数の寺院の名が挙がっており、妙徳寺・福寿院・西光寺・遍照寺・高屋寺・安徳寺・ちよく使寺（勅使寺）・田原寺・堤堂・中嶋堂・中島宮・五合堂・清堂・円城寺等の寺名が確認できる。

以上、中世田原莊関連文書に見られる寺社を拾い上げてみた。こうしてみてみると、かなりの数の寺社が莊内にあつたことがうかがえる。もちろん、こうした文書に残らない小堂や小社もあつただろうから、実際にはもっと多くの寺社が存在していたであろう。

もう一点言及しておくと、南北朝期に成立した『峯相記』の中に「鈴森」の地名が確認される。これは現在鈴ノ森神社が鎮座する

「鈴ノ森」を指すと思われる。鈴ノ森神社については、中世の文書類にはその名を見いだすことができない。しかし、実際に社があつたか否かはともかくとして、ここは一種の宗教的空間だったのではないかと考えられるので、ここに挙げておく。詳しくは後述する。

（イ）妙徳寺

妙徳寺は現西田原加治谷にある天台宗寺院である。現代は妙徳山神積寺と呼ばれているが、これは近世以降の史料から確認できる寺名であつて、院政期から中世にかけての史料上では「妙徳寺」とある。以下、本報告では中世期の呼称に従つて、特に必要のない限りは妙徳寺と表記する。

本寺は、書写山円教寺・増位山隨願寺・法華山一乗寺・八徳山八葉寺・蓬萊山普光寺とともに、播磨天台六箇寺の一つに数えられ、

それでは、田原莊内にある寺社のうち、妙徳寺（神積寺）・与位神社・鈴ノ森神社について考察していきたい。三つの寺社のうち、妙徳寺・鈴ノ森神社について考察していきたい。三つの寺社のうち、妙徳寺

と与位神社については同莊域における寺社の中でも比較的寺格・社格が高かつたと思われ、同莊域の寺社の様態を考える上でまず押さえておきたい寺社である。

また鈴ノ森神社については、前述のように、中世の段階でそこに社があつたか否かは不明である。しかし、ここは一種の宗教的空间であつたことがうかがえるため、中世田原莊域の一側面を明らかにするのに有効であると考え、考察の対象とした。

の除田九十三丁三十三代のうち十一丁四反三十七代を有しており、他の莊園内の寺社と比較しても破格の待遇を受けていたことがわかる。同文書には妙徳寺の除田の内訳として、本寺分の他に各種法会や堂舎分の除田数が記され、その中に「曼陀羅堂」「金福寺」「西方院」等の名が見える。また、『峯相記』が記す延慶二年（一二〇九）の火災記事によれば、境内には金堂・講堂・鐘樓・經藏等があつたことがわかる。発掘調査においても、妙徳寺周辺地域からは中世期の遺構が多数確認され、妙徳寺との関連が注目されている¹⁶。この時期の妙徳寺は多数の堂社を抱えた、播磨国内でも有数の大寺院であつたのではないかと推測される。

さて、妙徳寺の開創時期について、縁起は正暦二年（九九一）とする。ただし資料上では、前節で述べたように、保延四年に実施された桑原貞助発願による一日頓写大般若經事業の参加寺院の中に、妙徳寺の名が確認できるのが最初である。現段階ではこれ以上の情報を得ることができないため、詳細な開創時期については断定できないものの、少なくとも保延四年以前に妙徳寺が開創されたのは確かなようである。

ところで、先の桑原貞助による一日頓写大般若教寺事業を詳細に検討した小林基伸氏によれば、桑原氏は「揖東郡の鷦鷯およびその

周辺に勢力をもつ在地豪族で、在序官人として播磨国衙と密接な関係をもつた一族」¹⁷である。一日頓写大般若經事業とは、播磨国内の寺院から僧侶を募り、一日の内に大般若經を書写するというもので¹⁸、貞助がこれを行つた際は、書写の場となつた寺院も含めて十五寺院の参加が確認されている。参加寺院の所在地は貞助の本拠地である揖東郡を中心として、飾西郡・飾東郡・宍粟郡・神東郡・加古郡等にわたり、「桑原貞助の日常的な活動圏を反映すると同時に、各郡域との関わり方の密度の差を示唆するもの」とされる。前掲の「鳥羽院序下文」には、田原莊の成立以前、同地域は伊和氏の開発地であり、それが桑原為成に譲られたとあつた。ここに出てくる為成も貞助と同族であったと考えられる。神東郡からは妙徳寺のみが参加しているが、これは田原莊の成立過程の中でも確認したように、同莊域が莊園の成立以前に桑原氏の勢力下にあつたことが大きく影響しているものとみられる。

田原莊の成立は保延七年（一一四一）とされるので、妙徳寺は田原莊成立以前からそこにあつたことになる。かつ、平安時代すでに伊和氏や桑原氏がこの地に勢力を持つていたことを考えると、妙徳寺の開創時期を平安期に求めることも十分可能であるが¹⁹、これについては今少し結論を保留しておきたい。

もう一点、妙徳寺について確認しておきたいのが、開創縁起の問題である。現在確認できるもののうち、最も古いものは、前掲の『峯相記』に記載された縁起である。

次妙徳寺者、大納言範卿ノ息、慶芳内供最初ノ建立、一条・三条両帝ノ御願所也、彼内供、西国巡礼ノ次、正暦二年三月八日、当国田原ノ庄有井村ニ一宿、夢ノ内ニ貴僧一人出来リ、枕ニ立テ告ケテ云、此東ノ山ノ下ハ仏法繁昌ノ地、四神相応ノ砌ナルヘシ、汝ヲ待テ今ニ興セス、早ク寺ヲ立テ、薬師如来ヲ安置スヘシ、我ハ是薬師如来ノ應化妙徳菩薩也云々、靈夢ニ驚テ尋見ルニ、実ニ殊勝ノ靈地也、仍伽藍ヲ建立ス、彼ノ範卿ノ妻妾、両帝ノ御乳母ナルニ依テ、彼御願ニ申成ス、多宝ノ塔ハ讚州ノ土貢ヲ以テ、三条院ノ御建立、常行堂ハ土州ノ乃貢ニテ一条院ノ御願也、三条院第七ノ宮、覺照闍梨、内供ノ弟子トシテ当寺々務始行ス、仍國中彼勸進ニ与シ、上下彼ノ願意ニ隨テ、同舎・仏閣興行シ、天台ノ碩才ヲ招テ、法華一乘ノ義理ヲ談シ、又密教ヲ勤修ス、爰ニ延慶二年八月五日、不慮ノ炎上出来テ、金堂・講堂・鐘樓・経蔵・焼畢、寺僧等、諸方ヲ勧進シ、隨分ノ力ヲ尽シテ本ノ如クニ二堂造當畢、

縁起では大納言範卿の子息である慶芳内供が、夢告によつて伽藍を建立し、また慶芳の弟子で三条天皇の皇子覺照阿闍梨が寺務を行したと伝える。

ところが縁起中に登場する人名については、上記の三名とも史実上で該当する人物が見当たらない。先行研究では、正暦二年前後に存在した人物で、かつ範卿と名前が類似した人物として藤原文範なる人物が挙げられ、「範卿」とは「文範卿」の「文」が脱落したものではないかとする。また慶芳についても、名前の類似から、鎌倉時代九条家の尊崇厚かつた証月房慶政が慶芳内供のモデルとなつたのではないかと推測する。その上で「藤原氏ゆかりの大納言範卿の息慶芳上人開創という縁起」をもつて、莊園領主である九条家の尊崇を得ようとしたのではないかと結論づけている²⁰。しかし、文範は大納言ではないし、文範と慶政が親子として設定される理由も不明である。さらに、縁起では範卿の妻妾が一条・三条両帝の乳母であったがゆえに、妙徳寺が両天皇の御願所とされたと主張しているが、両天皇にわたつて乳母を務めた女性についても確認できない²¹。

つまりところ、妙徳寺の縁起について、史実的な信憑性は至つて薄いと言わざるを得ない。しかし、寺社縁起が自己のアイデンティ

テイの所産であり、かつ、寺社を取り巻く社会からの尊崇を集めることを目的としたための手段であることを考えれば、縁起中に記された虚構の意味を明らかにすることこそが、重要ではないだろうか。

私見では、この縁起において重要な点は、縁起に登場する人物の身分ではないかと考える。内供とは、天皇に近侍してその安穩祈願を行う僧職であり、乳母についても、生母に代わって授乳・養育する関係上、養君との結束が強く、時として一族が権力に結びつくための重要な役割を担う女性である。こうした天皇と深く関わる身分を持つ人々を登場させることによって、天皇の御願寺であるという主張をいつそう強調しようという意図が、この縁起からはうかがえるのである。播磨国内には、妙徳寺の他にも天皇の御願寺を称する寺院が多い²²。妙徳寺縁起の問題は、莊園内における九条家からの尊崇を得るためという理由だけにとどまらず、播磨一国にまで視点を広げて考えていかなければならぬ問題のように思われる。

(口) 与位社

次に、与位社についてみていただきたい。与位社は、現南田原中島に鎮座する神社である。前述の「田原莊実檢注進状」では他の神社よ

り多い、一丁の除田を有しているから、当時莊内で最も社格の高い神社であつたと考えられる。

ところで与位神社は素戔鳴尊と櫛稻田姫を祭神とするが、同様に二神を祀り、かつ与位社の名を冠する神社が他所にも存在する。現宍粟市山崎町与位にある与位神社がそれである。こちらは『延喜式神名帳』に、宍粟郡七座のうちの一つとしてその名がみえる。

宍粟郡の与位社は、中世においては播磨国一宮の伊和大明神の眷属と見なされていたようである。建武二年（一三三五）三月の「播磨国宣施行狀」からは、伊和大明神と与位社、子勝社を併せて「伊和三社」と呼ばれていたことが確認できる。『峯相記』記載の伊和大明神縁起によれば、伊和大明神の祭神は「素盞男尊第一ノ皇子」の男己貴尊とされる。また同縁起中に「与位子勝ハ父母ヲ崇奉ル」という一文があり、この時期、主祭神である男己貴尊とともに父母である素戔鳴尊・櫛稻田姫を祀るという形式があつたことをうかがわせる。

このように与位社を伊和大明神の眷属として扱う記述は、中世以降にみられるものである。しかし、伊和大明神と与位社の祭神から勘案すれば、中世以前から宍粟郡の与位社は伊和大明神と同様に伊和一族によって奉祭されてきたのではないかと考えられる。

それでは、田原荘域の与位社についてはどうであろうか。『播磨国風土記』神前郡の条、また粳岡（現姫路市船津付近）の条には

神前の郡。右、神前と号くる所以は、伊和の大神のみ子、建石敷の命、山使の村の神前山に在す。すなはち、神在すに因りて名と為す。故れ、神前の郡と曰ふ。

（神前郡）

粳岡は、伊和の大神と日梓の命と二はしらの神、各軍を發して相戦ひましき。尔時、大神の軍、集ひて稻を春きき。その粳、聚りて丘と為りき。その簸き置ける粳を墓と云ひ、又、城牟礼山と云ふ。

（神前郡粳岡）

とあり、古代の播磨において、この付近が伊和氏の勢力下にあつたことをうかがわせる。また、田原荘域がもとは伊和氏により開発され、先祖代々相伝された土地であったことも「鳥羽院序下文案」すでに確認したとおりである。とするならば、与位社はかつてこ

の地に勢力をを持ち、田原荘域を開発した伊和氏によって当地に勧請され、奉祭されたものとみてよいであろう。

中世の資料上では与位社の名は「田原荘実檢注進状」以降確認できない。しかし、資料上から確認できる荘内寺社のうち、中島寺・中島宮・五合寺（五合堂）など複数の寺社が与位社の周辺にあったことが、残存する地名からうかがえる。あるいは、中世においてはこの一帯に、与位社を中心とした宗教的な空間が広がっていた可能性を指摘しておきたい。

（八）鈴ノ森神社

さて、田原荘内の寺社についてもう一つ確認しておきたいのが、現西田原辻川地区にある鈴ノ森神社である。この神社については前述の「田原荘実檢注進状」をはじめ、中世田原荘関係の文書にその名を見いだすことはできない。あるいは別名で呼ばれていた可能性もあるが、現段階では中世の時点での社の存在は不明である。しかし『峯相記』が記す、播磨三宮酒見大明神（現加西市）に関する叙述の中には、「鈴森」という地名が確認できる。

次酒見大明神者、養老六年^{壬戌}住吉大明神并五所王子、当国ニ入坐ス先ハ上鴨西条鎌倉力峯ニ顕レ坐ス、從神佐保明神私ノ意有テ、此峯不レ宜ノ由申テ、三重北条ニ誘引シ奉テ、鴨坂北谷石上

ニ御優息ノ時、佐保明神御裏ヲ盜テ、賀東川ノ東ヘ逃去畢、追付給ハサル王子、勘氣シテ遠所ニ崇メ奉ル、爰ニ山酒人、門田

六町ヲ殖日、俄ニ櫻一本門内ニ出生スル処ニ、白髮老翁并ニ貴

女・若君、三人相共テ御宿ヲ借給、是ハ摂州住吉ノ辺ヨリトノ

給ヘリ、事ノ躰、只人ニ非ス、仰ニ隨テ宿ヲ借奉ル、殖所ノ苗、

一夜ヲ經テ、楓木ト成ル、林中ニ御宝殿ヲ造テ、両大明神ヲ崇

奉ル、社ノ躰、本社ノ風儀ヲマナヘリ、酒人子孫神主タルヘシ

ト云々、住吉ハ本地高貴徳王菩薩、酒見ハ十一面觀音云々、毎

年四月初丑日、飾万津ニ御祓トテ御出、後ニハ田原川ヘ御出、

鈴森是也、（後略）

酒見大明神の縁起によれば、毎年四月の最初の丑の日に御祓が行

われ、最初は飾磨津（現姫路市）まで赴いていたものが、後には田

原川でこれを行うようになり、その場所が鈴森であるという。飾磨

津は遠方であるために、比較的近い田原川で御祓を行うようになつたものと考えられる。しかし、田原川（現岩尾川）はそれほど大き

な川ではない。少し西に行けば市川が流れているにもかかわらず、田原川そばの鈴森で祭祀を執り行うのは、何か理由があつたはずである。

また時代は下るが、近世の地誌『播磨鑑』の神東郡の名所旧跡の項には【鈴の森】と【田原川】が立項されている。

【鈴の森】田原莊 在觀音小堂

男己貴尊峰相山ヨリ宍粟郡へ遷座ノ時播磨ノ神々集会之所也

昔神東神西郡不レ分時神崎ト云此地也

竹岡尼

いつの世に出たる神の鈴の森田原の河ノ流れ盡せし

山重藤

鈴の森跡たへもせぬ神さひて雲津の河ノ名をそ残せる

【田原川】神東郡ノ雲津川

太田兵庫

たはら川雲津の川のあとふりて神さひ渡る神くらの森

『播磨鑑』は播磨国内の郡域ごとに、寺社や旧跡を「神社」「仏閣竝寺院蹟」「名所旧跡竝和歌」「古城跡竝構居」等の項目に分けて記すという形式をとつており、【鈴の森】については、「神社」ではなく「名所旧跡竝和歌」の部に入れられている。項目中にも「在觀音小堂」とのみあるから、近世の段階でも社があつたか否かは不明である。【鈴の森】【田原川】ともに和歌が付されているところを見る

と、両者は歌の題材としてよく読まれた地名なのであろう。ここで

注意しておきたいのが記載されている和歌である。【鈴の森】【田原川】それぞれの項で詠まれた歌をみると、いずれも「神」と「森」と「田原川（＝雲津側・岩尾川）」が同時に詠み込まれていることがみてとれる。

また、【鈴の森】の項に付された伝承も興味深い内容である。宍粟

おわりに

郡にある播磨国一宮伊和大明神の祭神男己貴尊が峯相山（現姫路市）から宍粟郡に遷座するとき、播磨中の神が鈴ヶ森社に集まつたとする。峯相山とは前述の『峯相記』が著された場所で、南北朝期には鷄足寺という寺院があつた。この寺院は、神功皇后のいわゆる「三韓征伐」の折、皇后が人質として新羅から連れ帰つた王子が、征討の副将軍男己貴尊に身柄を預けられ、後に峯相山に登つて鷄足寺を開いたという縁起を持つ。縁起に登場する男己貴尊とは、すなわち

播磨国一宮伊和大明神の祭神である男己貴尊である²³。『播磨鑑』記載の男己貴尊遷座の伝承は、この峯相山と伊和大明神の縁起に関わつて発生したものと考えられる。なぜ、こうした伝承が発生したのかについては別途考える必要がある。ただ、この伝承の背景に、鈴ノ森一帯が、神々が集まるに相応しい場所という認識があつたのは確かであろう。

以上の点を踏まえれば、中世から近世にかけて、鈴ノ森に社があつたか否かは判断できないものの、この地域が一種の祭祀空間を形成していたことは認められよう。これが中世田原の荘内でどのよう

に機能していたかについては、今後の課題としている。

以上、中世田原荘に視点を据え、その中でも特に妙徳寺・与位社・鈴ノ森神社について考察を行つた。

今回の報告では、右の寺社における古代からの連続性や、荘園内における祭祀空間の存在について明らかにしてきたが、いずれも断片的で、また考察中に解決しきれない問題も多く残つた。今後は三つの寺社についてさらに考察を深めるとともに、今回扱えなかつた

他の田原荘内における寺社についても言及し、その様態を明らかにしていくことが必須の課題であると考える。

- 1 『福崎町史』第一巻「古代編・中世編」第一章第五節・第二章第五節など。
2 『福崎町史』第三巻より引用。以下『福崎町史』第三巻からの引用は、『福崎町史』「八九」のように、町史に付された整理番号で記す。

前掲注1。

田原荘の伝領は、本文にも示したとおり、伊和豊忠から桑原為成に譲られた後、大掾頼忠へと譲られている。この頼忠については姓が明記されていないため、「桑原頼忠」か「伊和頼忠」であるかは判然としない。中野氏は「忠」の字からみて豊忠の子孫とみてよいとすれば伊和氏ということになる（前掲注1）と判断されている。しかし、田原荘が鳥羽院領として立券されたのとほぼ同時期（保延四年）に、為成と同族であろう桑原貞助発願による一日頓写経事業に神積寺が関わっていることを考えると、田原荘が桑原為成以降、桑原氏によつて相伝されたという可能性も十分考えられるであろう。

『福崎町史』「九一」。

前掲注1。

播磨を東西に繋ぐ交通路は、現在の中国縦貫自動車道にほぼ沿う形で通っていたようである。（『兵庫県史』第二巻・『福崎町史』

第一巻など）

9 小林基伸「播磨国在序官人桑原貞助発願一日頓写大般若經」（『わ
たりやぐら』第四号／一九八七年五月）。
10 文書中「三社宮講田」については、「三社宮」を一個の独立した

神社と見るべきか否か、現段階では判断を保留している。

1 1 前掲注1。

1 2 『福崎町史』「一四〇」。

1 3 『福崎町史』「一六四」。

1 4 『福崎町史』「一五四」。

1 5 『峯相記』。

1 6 『福崎町史』「一九四」。

1 7 前掲注10。

1 8 福崎町教育委員会『福崎町埋蔵文化財調査概要報告4 妙徳山
神積寺遺跡』一九九九。

1 9 妙徳寺周辺の加治谷藪下五反畠遺跡からは、平安時代の掘立柱
建物が見つかっており、神積寺との関連が注目されている。（前
掲注16）

2 0 『福崎町史』第一巻「古代編・中世編」第三章第七節「古代・
中世の福崎の文化」

2 1 吉海直人「乳母の基礎的研究」（『国文学研究資料館紀要』12／
一九八六年三月）。

2 2 例えれば、『峯相記』記載の播磨天台六箇寺の縁起では、蓬萊産普
光寺を除く五つの寺が、それぞれ天皇の御願所を称している。

また同書が載せる他の寺院の縁起にも、御願書を称する寺院が
多数確認される。

2 3 『峯相記』記載の伊和大明神縁起による。

※引用史料については、以下を使用した。

『峯相記』・・・『兵庫県史』（史料編中世四）

『播磨國風土記』・・・新編日本古典文学全集『風土記』

『播磨鑑』・・・『地誌播磨鑑』（播磨史籍刊行会／一九四八年）